

平成 26 年度派遣修了 実践研究報告書

高知県立高知若草養護学校 教諭 佐藤京子

1 昨年度の研究内容と課題

平成 26 年度、『特別支援学校のセンター的機能に関する研究—巡回相談のアドバイスとその効果—』をテーマとし、大きく 6 つに大別するとされる特別支援学校のセンター的機能の中から特に、小・中学校の教員に対する支援について研究した。発達障害等のある幼児児童生徒に関する相談支援について研究対象とし、それにかかわる巡回相談員派遣事業（以下、巡回相談と記す）に焦点化し、2 つの研究を行った。第一に、巡回相談での協議における相談員の発言を分析することで、アドバイスがどのようなものであるのかについて、抽象化されたカテゴリーに統合して整理した。そこでは『指導方法』や『学びやすい環境』、『他機関との連携』などの 6 つのカテゴリーに分類された。そして巡回相談の協議においては、主訴を明確にすること、相談員と学校それぞれの立場や専門性を尊重して臨むこと、互いが協働を意識することが重要だということが明らかになった。第二に、巡回相談を行った学校に対して継続的にインタビュー調査を行い、巡回相談でなされたアドバイスがその後の指導や支援にどのような効果をもたらしたのかについて考察した。そこでは、実践の後押しとなる助言が相談後に活かされていることが明らかになった。そのうえで、今後の巡回相談のあり方について総合的に考察をし、今後の巡回相談の在り方についてのモデル図を示した。そこでは、巡回相談を実施するうえで実施する学校と相談員間の相互的作用による協働、校内委員会等実施する学校の校内支援体制の充実に基づき、主訴の明確化が重要であることが明らかになった。さらに、相談員は各自の専門性や立脚点を明示して相談に臨むこと、相談後の支援のフォローアップを行うことで、巡回相談がより実効的なものとなることが期待される。課題としては、特別支援学校のセンター的機能についての分析および考察の深化であり、そのために幼児児童生徒に対する相談支援についての実践研究が平成 27 年度の課題であると考えられる。

2 目的と方法

高知県では、発達障害等のある児童生徒等への支援や関係機関との連携について、巡回相談員派遣事業、教育相談員派遣事業、特別支援学校・特別支援学級実践交流事業等の事業展開がなされている。特別支援学校も上の事業をはじめ、様々な形態で地域の小・中学校などへの相談支援を行い、特別支援学校のセンター的機能を発揮している。勤務校においては、上記の事業はもとより相談支援の事業の 1 つとして、障害児保育を実施している保育園に教員が赴き、保育活動を共にし、支援の方法や保育者や対象所・園の障害理解などを協議、検討することを目的としている「保育園支援」を実施している。

そこで実践研究として上記の相談支援に関する事業を対象に、平成 26 年度の研究の課題についての取組について報告する。

3 実践内容

(1) 対象

筆者が所属校の教育相談担当として平成 27 年度の 4～12 月に関与した、巡回相談員派遣事業、特別支援学校・特別支援学級実践交流事業、教育相談員派遣事業および保育園支援。約 20 のケースの相談支援についての実践を報告する。相談支援の対象は、学校及び園等の教職員がほとんどであった。保護者に対してのケースも複数あったが、教職員を対象としたものとの重複が大半であった。なお、幼児児童生徒本人に対するものはなかった。

(2) 実践の概要

① 主訴の明確化

昨年度の研究成果より、巡回相談員派遣事業を始めとする相談支援に関して、主訴を明確化することが前提的に必要なものであることが明らかになった。上記の各事業において、相談者であった保育者や教員、保護者等に対して相談のはじめに主訴の確認を行うことに努めた。あらかじめ相談内容と

して文章化または箇条書きされた主訴が提出されているが、それを示しながら相談場面においても確認という形で再度言語化を促した。

② 相談員としての立脚点の明確化

特別支援学校のセンター的機能として、様々な事業に参加した。例えば、実践交流事業は小中学校の特別支援学級を対象にしており、相談についても集団での授業や学校生活に関することが多く、特別支援学級と勤務校の障害種別が同じということからも、はじめに立場が明確化されている。相談支援場面においても、現在の取組の紹介をはじめとする具体的な事項が多くなった。保育園支援についても同様で、学校の取組を紹介しつつ、園でどのような支援ができるかを保育士等と共に考えることができた。

巡回相談については、複数の相談員の中で特別支援学校の教員としてどのような立場で参加しているのかを明確にする必要があると考える。しかし、相談前の打ち合わせ、協議の場も限られた時間のなかで、相談員一人一人の立脚点を明示することにはなにくかった。その中でも、自己紹介の際などに一緒に考えていく「協働」の姿勢を一言で明示することに努めた。また、協議の場では進行を行う指導主事等が相談員の専門性について示しながら発言を求めることがあった。例えば、「発達に遅れがある子どもに対して授業の中でどのような支援をしているのか、特別支援学校の先生から伝えてもらう。」といったものである。また、協議の中で対象児に対する支援を考える際の参考として、特別支援学校で行っている個に応じた指導及び支援の例を示すこともあった。

4 成果と課題

実践研究の目的は、特別支援学校のセンター的機能の役割についての考察であった。特に、巡回相談等の相談支援の場において主訴の明確化を図ること、相談員として参画するにあたり自らの立脚点や専門性について明示することについてであった。今回の実践を通じ、協働を行う外部からの人材として、限られた事前情報の中からどう主訴を捉えるかが非常に重要であることが再認された。限られた時間の中で主訴を明確に確認できるように事前情報を整理することは課題である。

肢体不自由特別支援学校の教員としての専門性の一つとして、感覚や認知がもたらす困難さに対する指導法が挙げられ、その方法は発達障害等のある幼児児童生徒に対する指導と重なる部分がある。複数の相談員が対応する相談支援の場において、特別支援学校の教員に求められる個に応じた支援の在り方についての助言において、学校での実践例を参考として具体的に提示できたことは成果と考える。また、特別支援学校ではチームで支援・指導にあたることが日常的であり、情報共有や一貫した指導について、さらに個別の指導計画の作成と活用についても具体的な取組の提示ができた。一方、在籍校においては、感覚や認知への困難さに対する具体的なアプローチについて日常的に議論をしてさらに専門性を高め、実践を通じて好事例を集約し、具体的な相談支援に生かしていくことが課題である。

今後、特別支援学校のセンター的機能をさらに充実させるために、以下の2点について特に努めたいと考える。まず、相談支援にかかわるにあたり地域の学校等と協働していくために「特別支援学校の教員に求められる専門性」を認識し、実践を積み上げていくことに努めたい。次に、「一方的な支援ではなく双方向の情報の共有」(大井, 2012) となり、より実効的な支援につながるよう協働の視点を常に明示して相談支援に携わっていくことを意識し、取り組んでいきたい。

・引用文献

大井雅博 (2012) . センター的機能による授業コンサルテーション～特別支援学校、小・中学校と協働した授業改善のシステム構築～, 柘植雅義・田中裕一・石橋由紀子・宮崎英憲 編著, 『特別支援学校のセンター的機能 全国の特色ある 30 校の実践事例集』, (pp. 160-163) , ジェアース教育新社